



【ご出発地】⇒＜各ゴルフ場・ラウンド＞⇒【ご帰着地】

お一人様 @13,000円～@38,000円

※上記の料金は（最小3組～最大10組1名様あたり）の参考料金となります

◆パック料金に含まれるもの

1ラウンド乗用カートセルフプレー・消費税
貸切バス代・有料高速代・乗務員経費等

◆パック料金に含まれないもの

利用税等（連盟費・緑化協力金など）・3バッグ差額
飲食代・個人的費用・キャディフィ

●出発日によって料金の変動します。詳しくは申込み用紙に必要事項をご記入後、
FAX又はメール（申込用紙添付）にてお問合せ下さい。お見積を致します。

設定コース ※PGMグループの他のコースでも承ります		
【栃木県】	大日向カントリー倶楽部	千成ゴルフクラブ
	皐月ゴルフ倶楽部 鹿沼コース	
【群馬県】	PGM富岡カントリークラブ サウスコース	
【埼玉県】	岡部チサンカントリークラブ	
【茨城県】	グランドスラムカントリークラブ	笠間カントリークラブ
【千葉県】	総丘カントリー倶楽部	成田の森カントリークラブ
【静岡県】	三島ゴルフ倶楽部	

《 注意事項 》

- ご案内は、基本3組からとなります。●出発地（乗車場所）は2ヶ所まで（増える場合は追加料金）
- お申込みは30日前までにお願い致します。●キャンセル料金は14日前から発生致します。

【受注型企画・実施】

埼玉県知事登録旅行業 第2-882号（社）全国旅行業協会々員

(株)新日本観光自動車 / 新日本トラベルセンター

TEL : 03-5691-5570 (代) FAX : 03-5691-6609

E-mail : info@shinnihon-inc.com

バスパック申込書

プレー日	月 日 ()	(プレースタイル)	セルフプレー・乗用カート
コンペ団体名			
代表者御氏名			
代表者電話	(電話)	(FAX)	
代表者御住所			
組数・人数	組 名様		
フーレゴルフ場(第1希望)			
フーレゴルフ場(第2希望)			
配車地御住所	① _____		
	② _____		
当日御連絡先	(幹事様の携帯電話等)		
御希望車種	小型バス ・ 中型バス ・ 大型バス		
車両設備	サロン指定 (有 ・ 無) / その他 ()		
備考欄			

- 御記入頂きましたらFAXにて、御通知下さい。
●メールお問合せの方も御記入頂き添付して下さい
- } 後程こちらより御連絡申し上げます。

FAX 03-5691-6609

バスパック見積書

[電話：03-5691-5570]

	バスパック料金
御一人様	¥ 円
特記事項	

予約（確認）ご回答欄

ゴルフ場名	_____
スタート時間	_____
組数・人数	_____

(株) 新日本観光自動車
担当： _____ 印

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面（国内版）

前掲又は後日お渡しする旅行条件書、ご旅程表(併せて「企画書面」といいます。)及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。(旅行業法第 12 条の5による契約書面)

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下順に「契約」といいます。)とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込

(1) 当社がお客様に交付した企画の内容(企画)・契約を申し込みますお客様は、必要事項をお申し出の上、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。(2) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権・契約責任者が有しているものとみなします。(3) 契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社へ提出しなければなりません。(4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同籍しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。(6) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、必要な措置をとらせていただきます。これにかける一切の費用はお客様ののご負担となります。

3. 契約締結の拒否

当社は、次の掲げる場合において、契約の締結を拒否しないことがあります。(1) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。(2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。(3) 当社の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期

(1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。(2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該契約書面を交付したときに成立いたします。(3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. 契約書面の交付

(1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。(2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、1の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

(1) 契約書面において、確定された旅行日程及び利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。(2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は、可能な限り速やかで適切にこれに回答します。(3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

(1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までに支払うください。(2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効に公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。適用運賃・料金が改訂された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

(1) お客様が契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運計画によらない運送サービスの提供その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

9. 旅行契約の解除

(1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合 * お客様は、企画書面に記載の企画料金又は取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。(2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合 * お客様は次の掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。
i 旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 14 項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。 ii 7-2により旅行代金が改訂されたとき iii 公共の機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれ極めて大きいとき iv 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき v 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき vi 旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又はその旨を告げたとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他費用を支払う、又はこれから支払うべき費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10. 当社の責任

(1) 当社は、当社又は当社の手配び旅行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。(2) お客様が、以下に例示するような当社又は当社の手配び旅行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、1の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。(3) 当社は、手荷物について生じた損傷については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11. 特別補償

当社は、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業務特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金:1500万円 ・入院見舞金:2～20万円 ・通院見舞金:1～5万円 ・旅行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。) 当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けられない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはなりません。

12. 旅程保証

旅行日程・下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業務受注型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払う必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始日前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
【1】 契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
【2】 契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他旅行目的地の変更	1. 0	2. 0
【3】 契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1. 0	2. 0
【4】 契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名（等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合を除きます）の変更	1. 0	2. 0
【5】 契約書面又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
【6】 契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
【7】 契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0	2. 0
【8】 契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更	1. 0	2. 0

13. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。(2) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保する為、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、担当者にお問合ください。

15. 個人情報の取扱いについて

当社及び販売店等は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。また、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店等では、【1】当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお誘い【3】アンケートのお誘い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上承認いただきます。

16. 紛争解決

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業務受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。